

取締役鼎談

ガバナンスの強化を通じて、 大変革期に対応

取締役 監査等委員

田村 富志

2023年から監査等委員に就任。内部監査室とも密に連携し、主要グループ会社の監査役としてもグループガバナンスに取り組む。

社外取締役

薄井 康紀

厚生労働省で社会保障政策の企画・運営に携わった経験を持つ。2016年に当社社外取締役に就任。

「健康創造事業体」への転換に取り組み始めたスズケングループ。「大変革期におけるガバナンスとは」をテーマに、2023年6月から新たに監査等委員に就任した田村が、社外取締役の薄井、茶村と議論しました。

大変革期の今こそ、培ってきた資産を生かす

田村 ■ 私は2023年度から役割が変わり、監査等委員になりました。新中期経営計画では、引き続き、医薬品卸売事業の利益重視への転換を進めていく必要があります。継続して社外取締役に務めていただいているお二人から見て、どのように評価いただいているのでしょうか。

薄井 ■ 前中期経営計画期間中に、利益重視へと舵が切られたと認識しています。医薬品流通の適正化は国としての大きな課題でもあります。売上を伸ばすだけで良しとするのではなく、医薬品の安定供給という使命を将来にわたり果たすためにも、経済的合理性に矛盾のある取引からの脱却は必須です。

茶村 ■ 現場では長年慣れ親しんできた売上目標重視に陥りがちになりますので、このような大変革を行うには、経営陣や管理職が改革への熱い思いを現場に伝えることが大切

です。コンプライアンスにも留意しながら、不要な業務を削ぎ落とし、グループ全体の意識改革の徹底を図ることが重要ではないでしょうか。

薄井 ■ デジタルヘルスケア市場へ参入するにあたって、全社的なデジタルスキルの底上げも必要ですね。

田村 ■ はい。コラボポータルを活用したビジネスは健康創造事業体の実現に向けた戦略の柱の一つになると考えていますので、DX人材の育成に注力しています。

薄井 ■ ヘルステック企業との協業によるソリューション提供も進められていますね。特にコラボポータルは着実に成長を遂げてきたという印象があり、今後、役割や機能を体系立てた全体像を提示することができれば、スピード感を持って普及すると期待しています。この分野で業界標準にするくらいの意気込みを持ちたいですね。

茶村 ■ 今後、デジタルヘルスケア市場は巨大資本の本格的な参入が予想されます。これに似た状況として、現在、世界の富裕層マーケットは、欧米のラグジュアリーブランドが席巻しています。一方、彼らは日本の百貨店が長年培ってきた信用とお客さまとの関係性を高く評価し、百貨店にコラボレーションを求めています。これはスズケングループにも通じるものだと思います。

田村 ■ おっしゃる通り、営業が築いてきたお得意さまとの

社外取締役

茶村 俊一

J.フロントリテイリング株式会社特別顧問。2021年に当社社外取締役に就任。



関係性は当社グループの財産です。

茶村 ■ 医薬品卸はモノを運ぶだけではない、エッセンシャルな使命を果たしています。新しい市場で勝ち残るためには、全員がこのことに誇りを持って、長年培ってきたノウハウや人材、そこに紐付く情報を強みとして研ぎ澄まし、他社に追従を許さない体制を築き上げることが重要です。

田村 ■ 物流面では、他社に先行してメーカー物流などに取り組んできました。サステナブルな流通基盤の確立に向けて機能を最大化し、今後もさらなる進化を目指していきたいと思っています。

協業企業のリスク管理も徹底し、ガバナンスにおいても「One Team」の意識を

田村 ■ 独占禁止法違反の再発防止策の徹底は、前中期成長戦略において非常に注力してきた取り組みでした。

薄井 ■ これまでも、コンプライアンス最上位を掲げていましたが、今一度原点に立ち返り、二度と同じ問題を起こさない組織風土を醸成することが重要です。私も、ガバナンスが機能しているかどうかを以前に増して注視するようになりました。

茶村 ■ そうですね。私もコーポレートガバナンス・コードに

適切に対応しているか、中期経営計画や成長戦略が実を伴って進んでいるか、現場まで含めたPDCAが回されているかなどをモニタリングすることを意識しています。

薄井 ■ 法務や財務に強い人材を育成し、グループ各社を支える組織体制を社内に作ることも必要だと考えています。

田村 ■ 監査等委員会としても、執行部門や監督部門が各々の役割を果たし、綿密に連携する3ラインディフェンスが有効に機能しているかを注視していきたいと思っています。協業企業との提携やDXなど、新たな取り組みが加速すれば当然ながらリスクも発生するため、協業企業へのアプローチも欠かせません。

薄井 ■ 当社グループは、50社を超える会社と1万人を超える社員を抱えており、そこにさらに協業企業が加わるわけですから、ガバナンス面でも内部ルールの統一とOne Teamとしての意識の醸成が重要になるでしょう。

茶村 ■ グループをあげて取り組むことが重要な鍵になりますね。これだけ多くの企業があると、グループ内でも意識の差が生まれます。すべてのグループ会社の意識を合わせてOne Teamとなって進んでいくために、いかに統率していくかもガバナンスの課題です。

田村 ■ はい。グループ各社や協業企業に任せきりにせず、内部監査室とも連携しながらリスクに対応していく考えです。

薄井 ■ 特に、当社グループが扱う情報は非常にセンシティブなものがあります。年金情報の流出問題が発生した際の責任者を務めた経験から、リスク管理の重要性は身に染みて分かります。問題が起されば、信用は一瞬でなくなってしまいます。情報流出の防止に関しては、気を遣いすぎるということはありません。

田村 ■ その通りですね。情報ビジネスに取り組む上では、情報管理の課題も出てきます。法律上の問題はないか、社外取締役の方々の知見もいただきたいと思います。

茶村 ■ 大変革期に描く未来は、過去の延長線にはありません。組織体制も整った今、グループ一丸となって目指す姿にどこまで本気で取り組めるか、執行役員の皆さんの実行力に大いに期待しています。

田村 ■ リスク管理やコンプライアンスの観点からもグループ各社の対応状況を聞き取りながらガバナンス体制の強化を図り、この大変革期に対応していきたいと思っています。引き続きよろしくお願いします。

コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

スズケングループは、コーポレート・ガバナンスの強化を重要なテーマと位置付け、「マネジメント体制の強化」「リスク管理体制の強化」「ディスクロージャーおよびアカウンタビリティの充実」を基軸とした取り組みにより、当社グループに対するステークホルダーからの信頼を高め、継続的かつ健全な発展を図っていきます。

コーポレート・ガバナンス体制

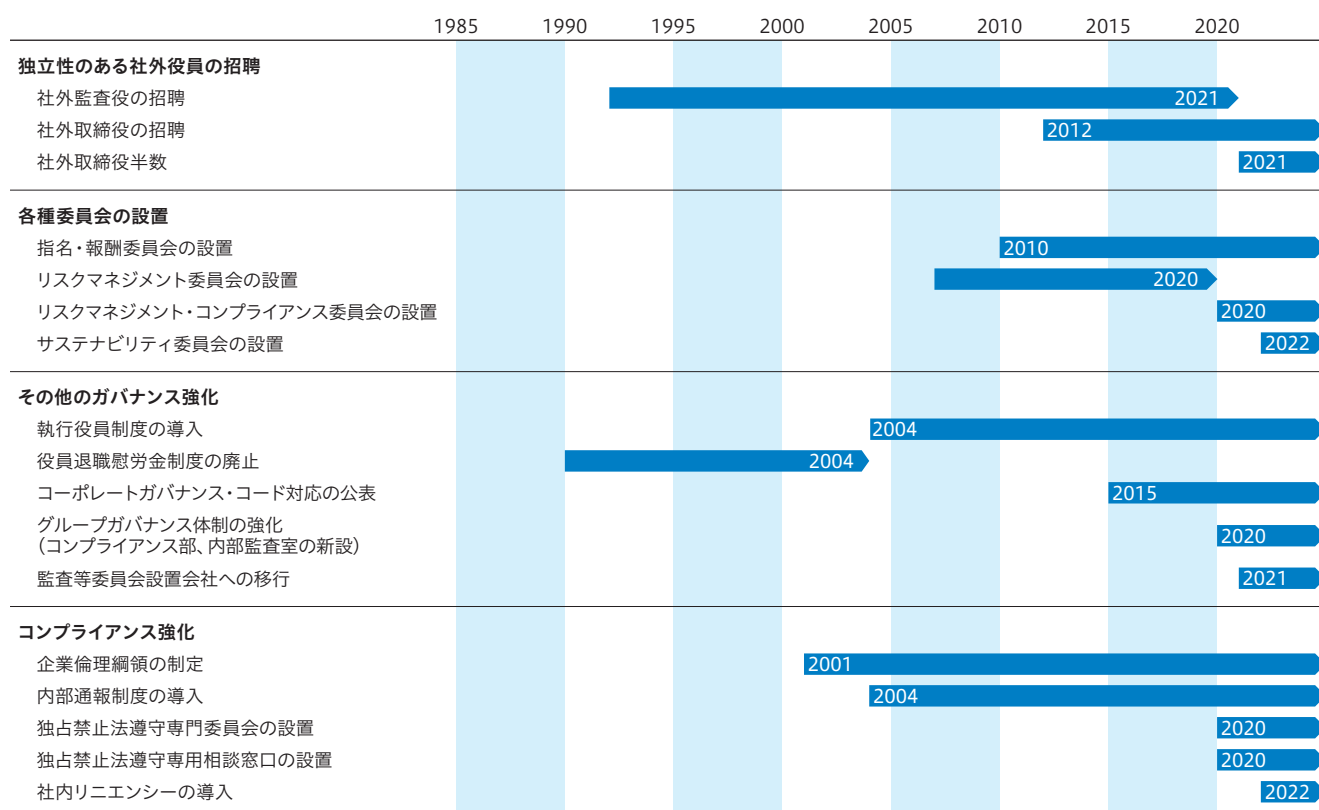
マネジメント体制の強化

スズケンは、経営監督機能と意思決定機能を取締役が担い、業務執行機能を執行役員が担う体制としています。これまでに役員退職慰労金制度の廃止、取締役の定員枠の縮小を行い、業績や貢献度に連動した役員報酬制度を導入しています。また、取締役会の監督・牽制機能の強化を図り、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を目指すことを目的として、2021年6月に監査等委員会設置会社に移行しました。

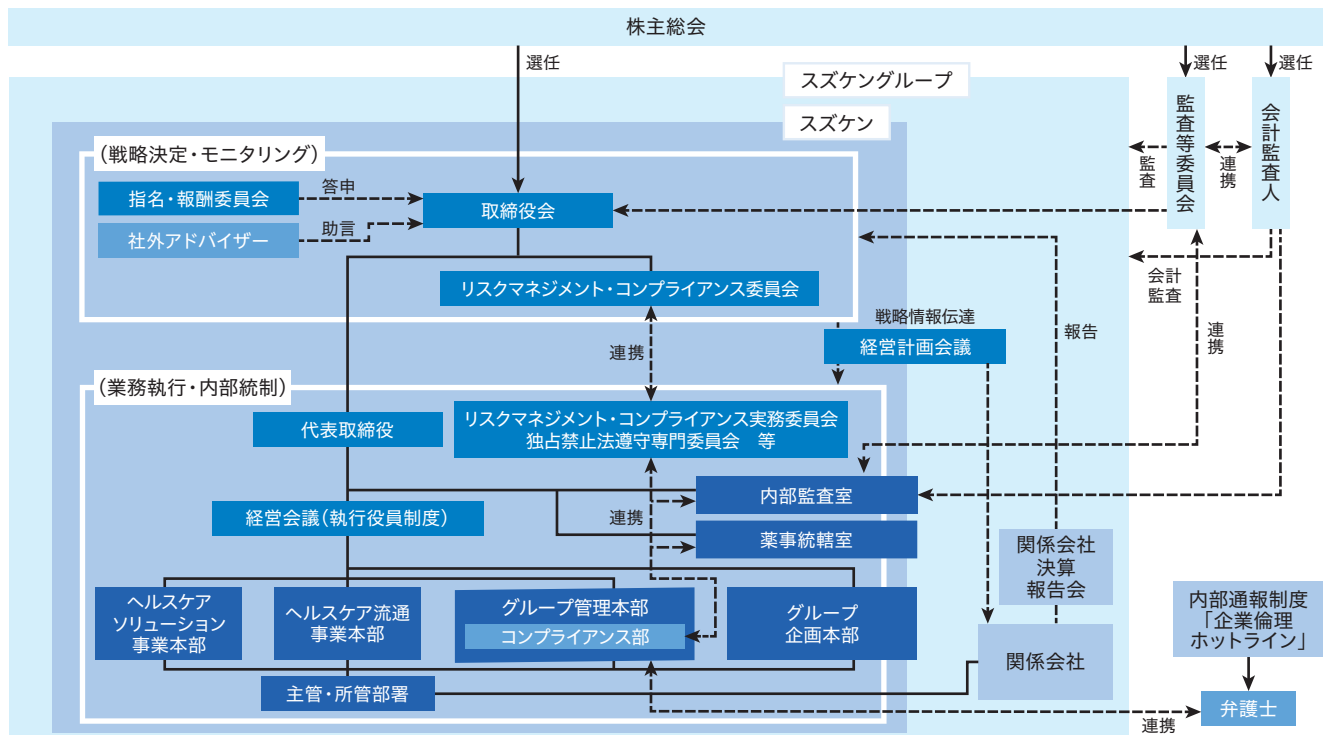
当社子会社の管理体制に関しては、「当社からの取締役もしくは監査役の派遣」「関係会社管理規程に準拠した当社への報告・決裁承認体制」「当社の監査等委員会、内部監査室および会計監査人による子会社各社の定期監査の実施」などにより、子会社の役員および従業員の職務執行状況の監督・監査を行っています。また、子会社各社の特質などを踏まえ、適切な内部統制システムの整備・指導をしています。

また、グループガバナンスの強化に向けて、執行部門や監督部門が各々の役割を果たし綿密に連携する体制を構築し、グループ一体による経営を実践します。

コーポレート・ガバナンス強化の変遷



ガバナンス全体概要図



注) 各種委員会は法令に基づく委員会ではありません。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

会議体	構成員	議長/委員長	目的・内容
取締役会	10名 社内取締役5名 社外取締役5名	代表取締役社長	法令、定款および「取締役会規程」ならびにその他社内規程に基づき、重要事項を審議・決定するとともに、取締役および執行役員の職務執行の状況を監督。 法令により定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員からの報告を通じ、職務執行の的確性・効率性等を相互に監督・監視。 取締役会での意思決定の妥当性および職務執行の適法性・適正性の確保については、監査等委員4名(内、社外取締役3名)が常時取締役会に出席、意見表明を行い、多面的に監督・監視。
監査等委員会	4名 社内取締役1名(常勤) 社外取締役3名	社外取締役	原則として月1回、その他必要に応じて開催。 当委員会の定めた監査等委員会監査等基準、年度の監査方針・監査計画に基づき、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役、執行役員および内部監査部門等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、主要な事業所および子会社において、業務および財産の状況、法令等の遵守体制、リスク管理体制等の内部統制システムが適切に構築され運用されているかについて監査を行い、必要に応じて子会社から報告を受ける。 法律、会計の専門家および企業経営経験者である社外取締役3名、営業部門の業務に長年携わり、当社事業に対する豊富な知識・経験を持つ社内取締役を1名選任し、モニタリング機能を充実。
指名・報酬委員会 (法令に基づく委員会ではない)	7名 代表取締役2名 社外取締役4名 最高顧問1名	代表取締役社長	取締役、執行役員および参事、理事の指名・報酬に関しては、取締役会にて選任された代表取締役2名、社外取締役4名、最高顧問1名の計7名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、審議。委員の過半数は社外取締役で構成されており、その透明性・客観性を確保。また、当該委員長は、当該委員の中より取締役会が選任。
リスクマネジメント・コンプライアンス委員会	8名 社内取締役2名 執行役員6名	薬事・内部統制・監査担当役員	取締役会の下部機構として、当社グループのリスク管理を適切に行うため、リスク管理に関する方針や方向性を策定し、必要に応じて取締役会に答申、報告を行う。
リスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会	11名(本社長)	コンプライアンス部長	当社グループのリスク管理を効果的、効率的に行うために、実際の側面から対策を検討し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に対して必要な報告や提案を行う。
独占禁止法遵守専門委員会	9名(卸会社委員)	コンプライアンス部長	独占禁止法の遵守が、当社卸グループセグメントのガバナンスにおける最重要項目の一つであるとの観点から、定期的の実態把握および具体的な側面から施策を検討・検証し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に対して必要な報告や提案を行う。

コーポレート・ガバナンス

内部監査

内部監査は、社長直轄の内部監査室が担当し、内部監査規程・内部統制実施基準に基づき、当社の事業所と子会社を対象として、業務執行ラインの統制機能の有効性を監督し、適法性・適正性を継続的にモニタリングしています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価も行っています。

内部監査は年度ごとに監査計画を立案し、社長より承認を受けた「監査計画」に基づき、実地・リモート・書面およびデータ分析評価などの手法を組み合わせ、部門別・テーマ別監査を実施しています。監査終了後は社長に「監査報告書」を提出し、改善が必要な場合は被監査部門に対し、改善計画の作成と改善の指示を行い、フォローアップ監査において状況を評価しています。

取締役会の多様性

取締役会メンバーは、性別・年齢などにかかわらず、当社の事業に対し豊富な知識・経験を持つ取締役や高度な専門知識・見識を有した社外取締役により、多様性と適正規模（定款に定める14名以内。内訳：取締役（監査等委員である取締役を除く）9名以内、監査等委員である取締役5名以内）を両立させる形で構成され、多面的に意思決定および監督・

監視を行っています。また、社外取締役が半数を占めています。

さらに、監査等委員会による監督・監視体制を整えています。監査等委員については、法律、会計の専門家および企業経営経験者である社外取締役、営業部門の業務に長年携わり、当社事業に対する豊富な知識・経験を持つ社内取締役で構成されています。

なお、社外取締役については、当社との間で特別な利害関係はなく、それぞれ独立役員として指定しています。

取締役会の実効性評価

2023年3月期の当社取締役会の実効性評価の結果は、以下のとおりです。

(1) 概要

当社取締役会は、指名・報酬委員会、経営会議、経営計画会議、関係会社決算報告会などの会議体（以下「連携会議体」といいます）との有機的連携を通じて、グループ全体のガバナンスを機能させています。

よって、当社では、「ガバナンス全体概要図」で関係性が示されるこれら会議体と取締役会が有機的に連携しているか確認する中で、当社取締役会の実効性評価を実施します。

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役のスキルマトリックス

氏名	取締役/ 監査等委員	社内/ 社外	男性/ 女性	企業 経営	営業 マーケティング	ロジスティクス SCM	財務・ 会計	法務・ リスク管理・ コンプライアンス	事業 開発	行政 経験	他企業 経営経験 ※国際経験含む
宮田 浩美	取締役	社内	男性	★	★	★			★		
浅野 茂	取締役	社内	男性	★		★	★		★		
田中 博文	取締役	社内	男性		★	★					
高橋 智恵	取締役	社内	女性					★	★		
薄井 康紀	取締役	社外	男性							★	
茶村 俊一	取締役	社外	男性		★						★
田村 富志	監査等委員	社内	男性		★	★		★			
岩谷 敏昭	監査等委員	社外	男性					★			
小笠原 剛	監査等委員	社外	男性				★	★			★
近藤 敏通	監査等委員	社外	男性				★				

注）各取締役に特に期待する分野を最大4つ記載しており、記載していない分野の知見を持たないことを表すものではありません。

(2) 評価の主体および対象

当社取締役会の実効性評価は、中立性および独立性を担保するため、独立社外取締役5名が主体となり、経営管理部を事務局として実施します。

なお、当社取締役会の実効性評価は、取締役会自体の活動のみならず、連携会議体の活動についてもモニタリングの対象として実施します。

事業年度を通じて連携会議体に全員または一部の独立社外取締役が継続的に出席し、出席できなかった独立社外取締役に対しては、議案資料・議事録の確認または出席した社外取締役からの情報の共有などにより、これら連携会議体との有機的連携の確認を踏まえ、当社取締役会が実効的に機能しているか、グループ全体でガバナンスが機能しているかをモニタリングします。

(3) 重点確認項目

2023年3月期の当社取締役会の実効性評価は、次の点を重点確認項目として行われました。

- ① グループ全体における法令遵守体制の整備状況の継続的確認
- ② 中期成長戦略の達成状況の確認
- ③ 次期計画の策定状況の確認
- ④ グループ全体のガバナンス体制の整備状況の確認

(4) 評価のとりまとめ

事業年度終了後、独立社外取締役は、各自がモニタリングした内容を報告して協議し、当該事業年度における当社取締役会の実効性評価の結果を取りまとめます。

なお、当該取りまとめの結果は、取締役会に協議事項として提出され、業務を執行する取締役との認識共有等が図られます。

このようにして取りまとめられた評価の結果は、取締役会および経営会議に提出され、これをすべての取締役および執行役員が共有し確認します。

(5) 2023年3月期の取締役会の実効性に関する評価結果

以上のプロセスを経て確認された、2023年3月期における

当社取締役会の実効性評価の結果は、以下のとおりです。

- ① 当社取締役会は、社内取締役5名および社外取締役5名より構成され、WEB会議方式の併用などにより活発かつ多様な意見を交換し、適正に運営されています。
- ② 連携会議体では、WEB会議方式の併用などにより活発かつ多様な意見が交換され、当社取締役会からの諮問事項の決定およびグループ全体におけるPDCAサイクルの確認等が適切に行われています。
- ③ 当社取締役会は、グループ全体において独占禁止法遵守体制を再構築し、再発防止に努めているものと認められます。引き続き、継続的に確認を行います。
- ④ 当社取締役会は、グループ全体における法令遵守体制の整備状況を継続的に確認しているものと認められます。さらなる法令遵守体制の整備に向けて、引き続き継続的に確認を行っていきます。
- ⑤ 当社取締役会は、取締役会の効率的運用、連携会議体の構成および経営会議の充実などにより、ガバナンス体制を効果的に整備しているものと認められます。
- ⑥ 当社取締役会は、中期成長戦略「May I “health” you? 5.0」を遂行するとともに、新中期経営計画を策定し、第3の創業に向けた新事業の立上げなどを着実に進めているものと認められます。
- ⑦ 当社取締役会は、経営会議、関係会社決算報告会などとの連携により、グループによる中長期の戦略の実行を適切にモニタリングしているものと認められます。

(6) 2024年3月期の重点確認項目

2023年3月期の取締役会の実効性評価に至る検証を踏まえ、当期の取締役会の実効性評価は、次の点を重点確認項目として実施します。

- ① 新中期経営計画の進捗状況の確認
- ② グループ全体のガバナンス体制の確認
- ③ グループ全体における法令遵守体制の継続的確認

コーポレート・ガバナンス

取締役に対するトレーニング

当社は、新任取締役にリスクやコンプライアンスに関する研修を行っています。また、その役割と責務を適切に果たすために必要な社外研修やe-ラーニングによる社内研修などを、必要に応じて適宜実施するものとしています。

役員報酬の内容

当社は2016年6月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬などにかかる決定方針を決議しています。取締役の報酬の決定については、「取締役・執行役員・参事評価内規」「取締役・執行役員・参事処遇内規」に基づき、全社業績指標と担当部門業績指標を用いた、総合的な業績評価を実施しています。また、客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」にて審議のうえ、その意見を尊重し、取締役会にて決議しています。報酬体系は、「固定報酬」と「業績連動報酬」の2区分を設けており、取締役最高顧問および社外取締役を除く全取締役で同一としています。報酬の比率は、業績連動報酬を高く設定し、業績結果を反映しています。2022年度の実績および監査役の報酬等の総額は下表のとおりです。

政策保有株式

当社は、取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、企業価値向上につながる企業の株式を政策保有

株式の対象とすることを基本方針としており、取締役会が個別の政策保有株式について保有の適否を検証しています。企業価値向上が期待できないと判断した企業の株式については、時期などを考慮し売却しております。政策保有株式の縮減方針については、2021年5月に下記のとおり公表しています。

<中長期的な企業価値の向上に向け、政策保有株式の縮減に取り組む>

- 規模：純資産の10%程度まで
- 期間：今後5年(2025年度)を目途に段階的に

上記方針の公表以降、17銘柄(一部売却を含む)、約130億円の縮減を実施しています。なお、今後も上記方針に基づき、縮減に取り組んでいきます。

また、政策保有株式にかかる議決権の行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するものか否か、また当該企業の株主共同の利益に資するものか否かなどを議案ごとに総合的に判断しています。

IRに関するコミュニケーション活動状況

当社は、IR担当役員を選任するとともに、コーポレートコミュニケーション部・経営企画部をIR担当部署とし、決算発表の早期化および株主への報告書・スズケングループ統合報告書やホームページなどのIR情報の充実を図るとともに、開示規則に基づくディスクロージャーのみならず、自主的で積極的なタイムリー・ディスクロージャーにより、透明性の向上に努めています。

<2022年度の主なコミュニケーション活動>

- 国内外の機関投資家との会話：50社(のべ89回)
- アナリスト・機関投資家向け説明会：2回
- 個人投資家向け説明会：2007年より実施(名証IRエキスポへの出展)
- 海外投資家向け説明会：証券会社主催の機関投資家向けコンファレンスへの参加
- IR情報のホームページ掲載(<https://www.suzuken.co.jp/ir/>)

取締役および監査役の報酬等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬 (基礎報酬)	業績連動報酬等 (単年度業績連動報酬)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	357 (22)	193 (22)	127 (-)	35 (-)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	34 (34)	34 (34)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	391 (56)	227 (56)	127 (-)	35 (-)	10 (5)

コンプライアンス・リスクマネジメント

基本的な考え方

当社グループは、「コンプライアンスは行動の最上位にある」を掲げ、従業員一人一人のコンプライアンス意識の醸成や継続的な向上に努めています。すべての従業員が、法令遵守はもとより、ステークホルダーの期待や要望に応える行動を実践することで、「事業の発展と社会の利益との調和」を図っています。また、会社の資産を保全することがすべてのステークホルダーの期待に応えることであると考え、実効性のあるリスク管理体制の構築・整備・運用に努めています

企業倫理綱領の制定

当社では、従業員一人一人が主体的かつ自主的に実践すべき基本となる行動規範を明らかにするため、「スズケン企業倫理綱領」および「企業倫理綱領細則」を制定しています。

コンプライアンス研修の実施と従業員の宣誓

コンプライアンス浸透に向けた活動として、毎年度、グループの役員・執行役員・参事・理事・従業員を対象に、e-ラーニングなどによるコンプライアンス研修を行っています。研修後、「コンプライアンスが行動の最上位にあることを常に意識し、違反にあたる行為は一切しない」と一人一人が宣誓しています。また、コンプライアンスに関する職場ディスカッションも実施しています。

独占禁止法遵守に向けた取り組み

当社は、独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反容疑について、2021年6月に東京地方裁判所から同法違反による罰金支払いの判決を受け、また、2022年3月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

さらに、当社の子会社である株式会社翔薬は、独立行政法人国立病院機構(NHO)の入札に関する独占禁止法違反について、2023年3月に公正取引委員会より、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

当社としましては、翔薬とともに、このたびの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、公正取引委員会の検査に全面的に協力しています。グループをあげて再発防止に向けたコンプライ

アンス遵守徹底に取り組み、二度とこのような事態を起こさないことで、信頼の回復に尽力していきます。

① コンプライアンス遵守の徹底

- 同業他社との接触ルールの厳格化
- 独占禁止法の正しい理解の徹底
- 自己宣誓書の取得

② コンプライアンス遵守の徹底に向けた組織変更

- 「コンプライアンス部」「内部監査室」の設置
- 薬事・内部統制・監査担当役員の設置
- 「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」の設置
- 「独占禁止法遵守専門委員会」の設置

③ 独占禁止法遵守専用相談窓口の設置

④ 社内リニエンシーの導入

コンプライアンス・リスクマネジメント体制

取締役会

企業戦略的な観点からリスク管理を総合的に監督する権限を有し、企業戦略を円滑に展開するうえでのリスク管理にかかる適切な資源配分、総合的なリスク対策に関する決定を行います。

リスク管理責任者

当社グループのリスク管理の責任者として、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会、セグメント実務委員会、リスクマネジメント・コンプライアンス実務委員会、販売情報提供活動審査・監督実務委員会、独占禁止法遵守専門委員会、コンプライアンス部、主管・所管部署、リスクオフィサーを統制し、指揮を執ります。

コンプライアンス・リスクマネジメント

セグメント実務委員会

各セグメントのリスク管理を効果的、効率的に行うため、実際の側面から対策を検討し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に対して必要な報告・提案を行います。

販売情報提供活動審査・監督実務委員会

当社グループの販売情報提供活動の審査・監督を効果的、効率的に行います。また、社長直轄組織の「薬事統轄室」から定期的に報告を受け、実際の側面から課題を検討し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に対して必要な報告や提案を行います。

コンプライアンス部

経営者、各部門間、子会社間の調整を図り、リスク全般に関する全社的な現状把握と分析、ならびに対策の立案および実施を一元的に管理します。

本社各部署の責任者(リスクオーナー)

主管するリスクに関して、コンプライアンス部と連携して、リスク情報の早期入手、再発防止策を立案します。

推進責任者(リスクオフィサー)

各部署や子会社のリスク管理の推進責任者として、委員会で検討されたリスク管理に関する事項について従業員への周知徹底を図ります。また、自部署のリスクの管理および

その従業員への教育指導を行います。

内部通報制度の導入

法令などを誠実に遵守する体制を補完するものとして、内部通報制度「企業倫理ホットライン」を設置しています。法令・定款違反行為、その他当社グループのブランドを傷つける行為が行われた、または行われようとしていることを従業員などが知ったときは「企業倫理ホットライン」へ通報することを義務付けています。当制度を運用することで、早期にリスクを察知し、速やかに是正措置を講じています。

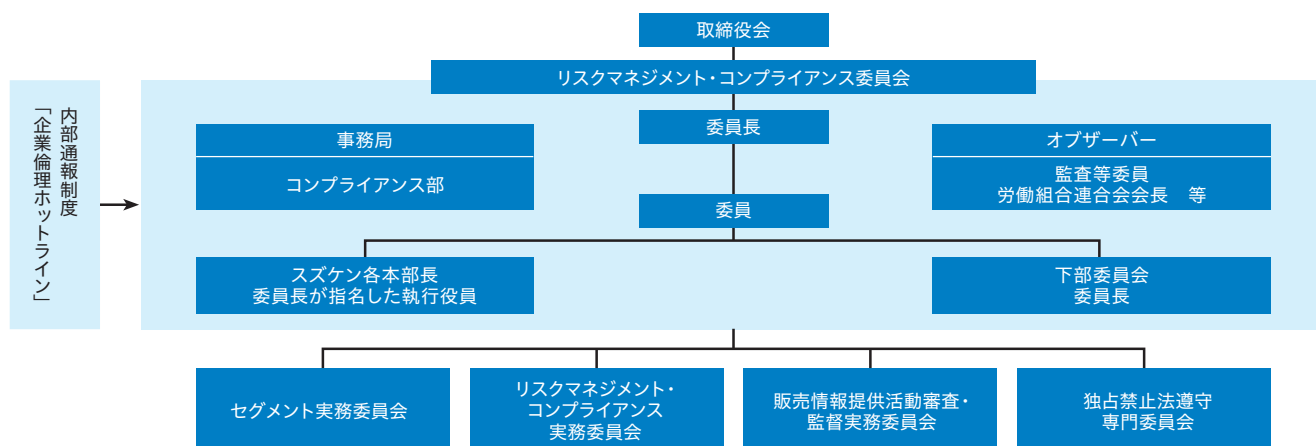
薬事関連法令、医薬品情報提供に関する取り組み

薬事関連法令や医薬品情報提供に関して管理・監督を行う社長直轄組織の「薬事統轄室」を設置し、支店などの管理薬剤師を中心に医薬品医療機器等法、販売情報提供活動ガイドラインなどの遵守およびGDPガイドライン対応など品質向上に取り組んでいます。またグループ会社との連携により、コンプライアンス体制強化を図っています。

腐敗防止への取り組み

企業倫理綱領細則において、「公平・公正かつ透明な取引

リスクマネジメント・コンプライアンス体制図



と対等な関係づくり」と「関連法規の遵守」を行動規範として定め、贈収賄・不正行為防止に取り組んでいます。

役員・執行役員・参事・理事・従業員へのコンプライアンス浸透に向けたコンプライアンス研修を行うとともに、海外における贈収賄防止法に関する学習を定期的に行っています。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・体制

当社は、「企業は社会の公器であること」の認識および「高い倫理観」の上に立ち、積極的に社会的責任を果たしていくとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で臨みます。

重要な行動指針である「企業倫理綱領」と「企業倫理綱領細則」にて、反社会的勢力・団体からの不当・不法な要求などに対する姿勢と具体的対策を明文化し、社内コミュニケーションシステムなどを通じた教育・研修により、すべての役員、執行役員、参事、理事および従業員への周知徹底に努めています。

また、外部専門機関などとの緊密な連携体制を整え、子会社のリスク管理責任者を含め、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて、外部専門機関などから入手した反社会的勢力に関する情報を共有し、注意喚起を図ります。

反社会的勢力が取引先や株主となり、不当・不正な要求をする被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施と外部専門機関などからの素早い情報収集に努めます。

情報セキュリティの強化

企業活動において、収集・蓄積・伝達・提供される情報は極めて重要な資産です。当社グループでは情報資産を適切に保護し、リスクに対応するため、「情報セキュリティポリシー」を定めています。また、情報システムおよびネットワークの適切な運用管理、開発、利用に関する情報セキュリティ対策を体系的に定めるとともに、定期的な教育によって社員の意識向上に努めています。情報セキュリティ組織は、コンプライアンス部を中心に、取締役会、情報セキュリティ責任者、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会などから構成され、

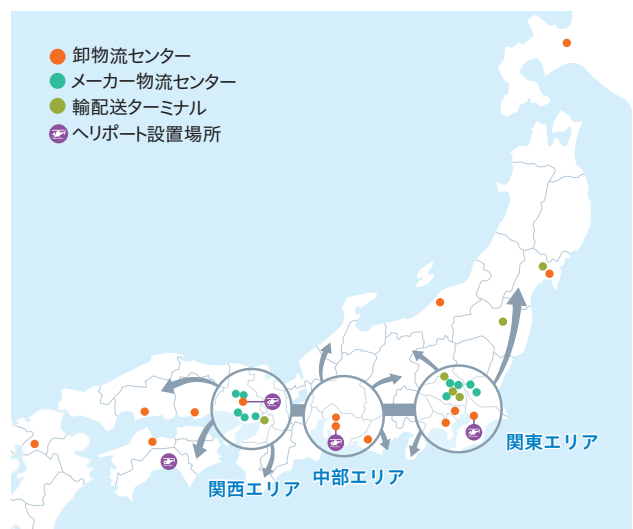
情報資産を誤用または悪用から保護するとともに、損失を最小限にするため、サイバーセキュリティを含む情報セキュリティの強化を図っています。

デジタル化やAIの進展によって情報セキュリティへのリスクが高まる中、これらに対応した新たなビジネスモデル構築を進めていきます。そのために、時代の変化に応じて「情報セキュリティポリシー」の見直しや体制強化を図り、グループ全体のセキュリティレベルの向上に取り組んでいきます。

BCPへの対応

メーカー物流と卸物流の連携による、東名阪を基盤とした強靱な物流ネットワークを構築し、自然災害などの発生時には、行政や製薬企業と連携して災害拠点病院などの医療機関に必要な医薬品を速やかに届けます。

強靱な全国BCPネットワーク



主なBCP対策設備

自家発電設備の設置

- 72時間連続稼働の設備：宮城、千葉、戸田、名南、阪神の各物流センター
- 上記以外の物流拠点にも自家発電設備・小型発電機を設置

軽油・ガソリンの備蓄

- 中央運輸(株)：東日本エリアの共同配送を約1週間まかなえる量を備蓄

衛星電話・優先電話の設置

- 衛星電話：主要拠点と物流センターに設置
- 優先電話：全支店に設置

従業員の安否確認システム

- グループ会社の全社員の安否をメールで確認するシステムを導入

取締役一覧

取締役



宮田 浩美

代表取締役会長執行役員

1984年 4月 当社入社
 2006年 6月 物流部長
 2008年 6月 執行役員
 2009年 4月 経営企画部長
 2011年 4月 常務執行役員
 2012年 4月 専務執行役員
 2012年 6月 取締役専務執行役員
 2013年 4月 企画本部長兼経営企画部長
 2014年 4月 企画本部長
 2015年 4月 取締役副社長執行役員
 2016年 4月 代表取締役社長執行役員
 2022年 4月 代表取締役会長執行役員(現任)



高橋 智恵

取締役上席執行役員
ヘルスケアソリューション事業本部長兼
ソリューション事業企画部長

2000年 4月 当社入社
 2015年 4月 薬事管理部長
 2017年 2月 コーポレートコミュニケーション部長
 2019年 2月 薬事統轄室長
 2020年 4月 執行役員
 薬事・内部統制・監査担当兼
 薬事統轄室長
 2020年 6月 取締役執行役員
 2023年 4月 取締役上席執行役員(現任)
 ヘルスケアソリューション事業本部長兼
 ソリューション事業企画部長
 (現任)



浅野 茂

代表取締役社長執行役員

1990年 4月 当社入社
 2005年 3月 (株)コラボクリエイト
 (現在の(株)エス・ディ・コラボ)
 代表取締役社長
 2009年 6月 執行役員
 2010年 7月 SCM本部長
 2012年 4月 常務執行役員
 2015年 4月 専務執行役員 企画本部長兼
 薬事管理部・CSR推進室担当
 2015年 6月 取締役専務執行役員
 2017年 4月 コーポレート本部長兼
 経営企画部長兼
 リスクマネジメント統轄室担当
 2019年 4月 取締役副社長執行役員
 コーポレート本部長兼
 リスクマネジメント・薬事担当
 2020年 4月 コーポレート本部長
 2021年 4月 代表取締役副社長執行役員
 2022年 4月 代表取締役社長執行役員(現任)



薄井 康紀

社外取締役

1976年 4月 厚生省(現在の厚生労働省)入省
 2006年 9月 厚生労働省政策統括官
 (社会保障担当)
 2008年 7月 社会保険庁総務部長・
 日本年金機構設立準備事務局長
 2010年 1月 日本年金機構副理事長
 2013年 12月 厚生労働省退職
 2015年 12月 日本年金機構副理事長退任
 2016年 6月 当社社外取締役(現任)



田中 博文

取締役専務執行役員
ヘルスケア流通事業本部長

1985年 4月 当社入社
 2008年 10月 金沢営業部長
 2010年 7月 エリアロジスティクス部長
 2012年 3月 (株)SDネクスト
 (現在の(株)エス・ディ・コラボ)
 代表取締役社長
 2014年 4月 執行役員
 2015年 4月 SCM本部長
 2017年 4月 営業本部副本部長兼営業企画部長
 2018年 4月 常務執行役員
 2020年 4月 ヘルスケア事業本部長
 2020年 6月 取締役常務執行役員
 2021年 4月 ヘルスケア事業本部長兼
 ヘルスケア事業企画部長
 2021年 6月 取締役退任
 2021年 10月 卸事業本部副本部長兼
 製品戦略統轄部長
 2022年 4月 専務執行役員
 卸事業本部長
 2023年 4月 ヘルスケア流通事業本部長(現任)
 2023年 6月 取締役専務執行役員(現任)



茶村 俊一

社外取締役

1969年 3月 (株)松坂屋
 (現在の(株)大丸松坂屋百貨店)入社
 1999年 5月 同社取締役名古屋事業部長兼
 名古屋店長
 2002年 5月 同社代表取締役専務名古屋事業
 部長兼名古屋店長
 2006年 5月 同社代表取締役社長執行役員
 (株)松坂屋ホールディングス
 (現在のJ.フロントリテイリング(株))
 代表取締役社長
 2007年 9月 J.フロントリテイリング(株)取締役
 2010年 3月 同社代表取締役社長
 2013年 4月 同社代表取締役会長
 2016年 6月 中部日本放送(株)社外取締役(現任)
 2020年 6月 J.フロントリテイリング(株)
 特別顧問(現任)
 2021年 6月 当社社外取締役(現任)

監査等委員



田村 富志

取締役(監査等委員)

1984年 4月 当社入社
 2010年 7月 三重営業部長
 2012年 4月 執行役員
 2014年 4月 名古屋営業部長
 2015年 4月 常務執行役員
 2016年 4月 営業推進統轄部長
 2016年 6月 取締役常務執行役員
 2017年 4月 営業本部副本部長兼
 営業推進統轄部長
 2020年 4月 取締役専務執行役員
 卸事業本部長
 2022年 4月 コーポレート本部長
 2023年 4月 社長付
 2023年 6月 取締役(監査等委員)(現任)



小笠原 剛

社外取締役(監査等委員)

1977年 4月 (株)東海銀行
 (現在の(株)三菱UFJ銀行)入行
 2006年 1月 (株)三菱東京UFJ銀行
 (現在の(株)三菱UFJ銀行)
 執行役員総合リスク管理部長
 2008年 6月 同社常務取締役
 2011年 5月 同社専務取締役コンプライアンス
 統括部担当
 (チーフ・コンプライアンス・オフィサー)
 2012年 6月 同社代表取締役副頭取 中部駐在
 2016年 6月 同社常任顧問
 2017年 6月 (株)御園座代表取締役会長(現任)
 2018年 6月 (株)三菱UFJ銀行顧問(現任)
 2020年 6月 タキヒヨー(株)社外取締役(現任)
 2021年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
 2022年 8月 (株)ウッドフレンズ社外取締役
 (現任)



岩谷 敏昭

社外取締役(監査等委員)

1992年 4月 弁護士登録
 牛田・白波瀬法律事務所入所
 1994年 6月 当社社外監査役
 2000年 10月 アスカ法律事務所開業
 2009年 4月 甲南大学法科大学院教授
 2013年 4月 大阪大学大学院高等司法研究科
 招聘教授
 2013年 5月 大阪大学知的財産センター
 (現在の知的基盤総合センター)
 特任教授
 2015年 6月 当社社外取締役
 2021年 6月 当社社外取締役(監査等委員)
 (現任)
 2022年 4月 大阪大学大学院高等司法研究科
 客員教授(現任)



近藤 敏通

社外取締役(監査等委員)

1979年 9月 監査法人丸の内会計事務所
 (現在の有限責任監査法人トーマツ)
 入所
 1983年 3月 公認会計士登録
 1985年 1月 監査法人丸の内会計事務所
 (現在の有限責任監査法人トーマツ)
 退所
 近藤敏通会計事務所
 (現在の税理士法人大番頭)を設立
 税理士登録
 2023年 6月 当社社外取締役(監査等委員)
 (現任)

社外取締役および監査等委員である社外取締役 選任理由

社外取締役および監査等委員である社外取締役については、当社との人的関係、資金的関係、取引関係、その他利害関係はなく、独立役員として指定しています。社外取締役の薄井康紀氏は、長年にわたり厚生労働行政に携わった豊富な知識・経験を有し、茶村俊一氏は、百貨店業界を中心に、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、客観的かつ中立的な意思決定および監督・監視に適任と考え、招聘しています。監査等委員である社外取締役の岩谷敏昭氏は弁護士として、小笠原剛氏は金融業界を中心に、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有し、近藤敏通氏は公認会計士および税理士として高度な知識・見識を有しており、客観的かつ中立的な意思決定および監督・監視に適任と考え、招聘しています。